

答 申 書

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日

鳥取市下水道等事業運営審議会

目次

はじめに	1
1 下水道等使用料の改定について	3
(1) 使用料対象経費	3
(2) 使用料算定期間	3
(3) 使用料対象経費回収率、平均改定率	3
(4) 基本料金	4
(5) 0 m ³ を超え 8 m ³ までの単価改定率	4
(6) 特別料金	4
(7) 改定時期	4
(8) その他	4
2 付帯意見	5
(1) 経営健全化の取組み	5
(2) 水質使用料の導入	5
(3) 下水道等使用者の利便性の向上	5
(4) きめ細かな広報活動	5
おわりに	6
別表 1	7
<参考>	8
審議経過	9
鳥取市下水道等事業運営審議会委員名簿	10

はじめに

下水道は、汚水の排除による生活環境の改善をはじめ、自然環境の保護、雨水の排除による浸水の防除及び河川等公共用水域の水質の保全等多岐にわたる役割を担っており、市民が健康で快適に暮らしていくために不可欠な社会基盤である。

近年では、東日本大震災や台風の大型化、局地的集中豪雨の頻発等これまで経験したことのない規模の災害に対する備えも急務となっており、下水道機能の充実は、これまでも増して社会的な要請となりつつある。

鳥取市の下水道等事業は、昭和43年に公共下水道の供用を開始し、順次、整備を進めた結果、平成26年度末における汚水処理人口普及率は、96.4%に達している。これは、全国平均の89.5%より6.9ポイント高く、類型団体における普及率の平均92%と比べても4.4ポイント高い結果となっている。そして、平成29年度末までに97.7%を目標に現在も整備が進められている。

また、経営面においては、平成24年度に県下で初めて公営企業会計に移行するとともに管渠施設も含めた下水道等施設の包括的民間委託制度を導入し、経営状況の明確化や人件費をはじめとする維持管理費の抑制に努めてきた。

しかし、近年、人口減少や節水対策の向上等により、使用料収入は減少傾向にあり、この傾向は今後も続くことが予想される。一方、物価上昇により労務単価や薬品費、光熱水費等の各種経費は上昇傾向にある。これに加えて、高度成長期に整備した下水道施設の老朽化への対策費が著しく増加すること等を勘案すると、今後の下水道財政を取り巻く状況はきわめて厳しいと言わざるを得ない。

平成26年度決算では、いまだ9億5千万円もの累積欠損金を抱えており、今後、この累積欠損金を可能な限り速やかに解消していくことが喫緊の重要課題となっている。

また、先行投資型の下水道事業の特性ともいえる資本的収支の恒常的な収入不足については、現状、将来の投資財源である内部留保資金等を充当することにより補てんしているところだが、使用料収入が減る傾向にある中で、将来的に十分な内部留保資金を確保していくことは容易なことではなく、現状のまま何等対策を講じなければ、近い将来、財政運営は、危機的な状況に陥ることが予想される。

こうした状況の中、本審議会に対し、鳥取市長より平成27年7月23日付けで「下水道等使用料の改定について」の諮問があり、下水道等使用料のある

べき姿について意見を求められたことから、本審議会では全4回にわたり、施設の整備状況や各種経費削減等に関する取組み、使用料対象経費の推移や今後の下水道財政の見通しについて様々な観点から審議を重ねた。

こうした審議を進めるに当たり、本審議会では、次の4つの観点を使用料改定の基本的な考え方とした。

ア 公正性、妥当性を確保すること。

イ 受益者負担を原則とし、将来世代への負担の先送りは極力避けるべきであること。

ウ 経営の効率化による経費削減等を前提とした改定とすること。

エ 一般家庭に対し急激な負担増とならないよう配慮すること。

これらの観点を念頭に置きつつ、将来にわたり安定的に事業を継続していくために必要となる使用料のあり方について、慎重に審議した結果をここに答申する。

1 下水道等使用料の改定について

(1) 使用料対象経費

下水道等使用料は、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費として負担すべき経費（汚水の処理に係る経費）を回収するために使用者から徴収するものであり、また、能率的な管理下における適正な経費及び事業の健全な運営を確保するために必要な経費に基づき算定されるべきものであることから、次のうちの私費負担分（汚水分）を使用料対象経費とすることが適当である。

ア 維持管理費

管渠費、ポンプ場費、処理場費、業務費、総係費等

イ 資本費

減価償却費、資産減耗費、企業債等支払利息

ウ 事業報酬

施設の減価償却に係る期間は、企業債の償還期間に比べて長期に設定されるため、元金償還金の額が減価償却費の額を上回ることとなる。この点を考慮し、元金償還金と減価償却費との差額（減価償却費が元金償還金に不足する額）を、下水道等事業の健全な運営を確保するために必要な範囲の事業報酬として使用料対象経費に算入することは適当である。

(2) 使用料算定期間

下水道等使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格があるため、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたる期間設定は、予測の確実性を失うおそれがあることから、使用料算定期間は、現状分析、将来予測を合理的に行いうる平成28年度から平成30年度までの3年間とすることが適当である。

(3) 使用料対象経費回収率、平均改定率

受益者負担の原則に立てば、汚水処理に係る経費は、原因者である使用者からそのすべてを回収すべきである。しかし、今後の見通しでは、平成28年度からの3年間で経費回収率は85%台まで下落すると予測されている。その場合、経費回収率100%を達成するためには、平均改定率にして約17%の大幅な改定を行う必要があるが、こうした大幅な改定は、一般家庭をはじめとした使用者全般に多大な負担を強いることとなり、料金改定の妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

しかしながら、経費回収率の不足分を借入金や一般会計からの繰入等により

補てんし続けることは、将来世代や下水道使用者以外の市民に負担を強いることになり、負担の公正性が著しく失われるおそれがある。

こうした事情を踏まえ、平均改定率の抑制や将来世代等への負担転嫁を避けるための方策として、さらなる経営の合理化を行い、今後3年間で使用料対象経費の2%以上を削減することとし、結論として、このたびの平均改定率は、14.6%（各水量区分単価は別表1のとおり）とすることが適当である。

（4）基本料金

基本料金は、本来、使用水量の多寡に関わらず、必要となる固定的経費を賄えるように設定すべきであるが、一般家庭に対する急激な負担増とならないよう、段階的に単価を引上げることとし、このたびの改定では、現行の856円から956円とすることが適当である。

（5）0m³を超え8m³までの単価改定率

「0m³を超え8m³まで」の単価は、現行単価が1m³につき6円と他の水量区分と比べても著しく低額となっており、他の水量区分単価との整合を図る必要がある。しかし、急激な単価の引上げは、単身世帯や一般家庭に対する影響が大きいことから、段階的に引上げることとし、このたびの改定では単価を6円から27円とすることが適当である。

（6）特別料金

特別汚水に係る使用料は、各水量区分の改定率との整合を図る観点から、現行の1m³につき107円から122円に改定することが適当である。

（7）改定時期

使用料改定の時期は、市民に対する十分な周知期間を確保するため、平成28年10月1日以降に賦課する使用料からとすることが適当である。

（8）その他

社会経済情勢の急迫かつ不測の変化により、本答申の内容をそのまま適用することについて著しく妥当性を欠くと判断される場合には、諸般の事情を総合的に考慮し、公正妥当な範囲の改定に留める等、柔軟に対応することが適当である。ただし、その場合には、次回以降の料金改定において、今回目標とした改定率の達成を図ることが適当である。

2 付帯意見

(1) 経営健全化の取組み

使用料対象経費は、能率的な管理下における適正な経費であることをその前提としており、その意味で、使用者に対し料金の値上げという直接的な負担を求めるのであれば、経営の効率化や経費削減といった企業努力がその前提となることは言うまでもない。

これまで様々な取組みを通して経営の健全化に努めてきたことは認められるものの、今後は、施設の計画的な修繕、更新、統廃合や未接続地域への普及促進、資本費の抑制をよりいっそう進めるとともに中長期的な観点に立ち計画的な経営健全化の実現に努力されたい。

(2) 水質使用料の導入

水質使用料は、一定基準の濃度を超える汚水排出者に対し、水質濃度に応じた費用負担を求めるものであり、一般使用者との負担の公平性を確保する点で有意義な制度であることから、引続き導入に向けて調査・検討されたい。

(3) 下水道等使用者の利便性の向上

使用者が料金を納付しやすいようコンビニエンスストア等での使用料収納の拡充等各種のサービス向上に資する環境整備に努められたい。

(4) きめ細かな広報活動

安定的に事業を運営していくためには、下水道等事業に対する市民の理解と協力が不可欠である。

そのため、市民の意見も取り入れつつ、ホームページ、下水道だよりをはじめとした広報誌等、多様な情報発信ツールを積極的に活用し、下水道のことを一人でも多くの市民の目に触れるようきめ細かな広報活動の実施に努められたい。

併せて、より分かりやすく、市民一人ひとりが下水道を身近で大切なものとして実感できるような広報内容の充実に努力されたい。

おわりに

公営企業として、独立採算の原則に基づき、市民の共有財産である下水道等施設を適正に管理し、公共性を保ちつつ運営していくためには、下水道に対する市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠である。

このことを常に意識しながら、今後とも日々の業務に精励していただきたい。

本答申が、鳥取市の下水道等事業のたしかな発展の一助となることを願ってやまない。

別表 1

下水道等使用料（1ヵ月料金、税抜き）

汚水の排出量による区分		使用料単価	
		現行	改定後
基本料金		856円	956円
従量料金 （1m ³ につき）	0m ³ を超え8m ³ まで	6円	27円
	8m ³ を超え20m ³ まで	109円	112円
	20m ³ を超え30m ³ まで	146円	166円
	30m ³ を超え50m ³ まで	161円	183円
	50m ³ を超え100m ³ まで	183円	208円
	100m ³ を超え200m ³ まで	194円	221円
	200m ³ を超え500m ³ まで	203円	231円
	500m ³ を超え1,000m ³ まで	224円	255円
	1,000m ³ を超える分	256円	291円
特別料金	1m ³ につき	107円	122円

※特別料金とは、一般公衆浴場汚水及び共同浴場汚水並びにプール用汚水にかかる特別汚水の使用料金をいう。

<参考>

一般家庭等における使用水量の料金比較表（1ヵ月あたり、税抜き）

水量	現行	改定後	差額
8 m ³	904円	1,172円	268円
20 m ³	2,212円	2,516円	304円
30 m ³	3,672円	4,176円	504円

審 議 経 過

	開催日時 開催場所	審議内容
第1回	平成27年7月23日(木) 午後1時30分から午後4時まで 鳥取市環境下水道部庁舎3階大会議室	(1) 下水道等事業の経営状況等について (2) 今年度のスケジュールについて
第2回	平成27年8月27日(木) 午後1時30分から午後4時まで 鳥取市環境下水道部庁舎3階大会議室	(1) 下水道等使用料の改定について (2) 下水道アクションプログラムの進捗状況及び見直し(案)について
第3回	平成27年10月1日(木) 午後1時30分から午後4時まで 鳥取市環境下水道部庁舎3階大会議室	(1) 下水道等使用料の改定について (2) 下水道アクションプログラムの見直し(案)について
第4回	平成27年10月26日(月) 午後1時30分から午後4時まで 鳥取市環境下水道部庁舎3階大会議室	(1) 下水道等使用料の改定について (2) 下水道アクションプログラムの見直し(案)について
起 草 委員会	平成27年11月6日(金) 午前10時から正午まで 鳥取市環境下水道部庁舎3階中会議室	答申書の作成

鳥取市下水道等事業運営審議会委員名簿

(敬称略)

	所属・役職	氏名
会長	鳥取大学 副学長	裕見 吉晴
副会長	鳥取環境大学 名誉教授	衣川 益弘
委員	鳥取市環境事業公社 理事長	谷口 正幸 (木下 茂)
委員	鳥取県土地改良事業団体連合会 常務理事	中村 均 (松嶋 晃生)
委員	鳥取商工会議所 事務局長	山内 啓介
委員	鳥取いなば農業協同組合女性会 会長	原田 幸代
委員	鳥取市自治連合会 副会長	村山 洋一 (房安 一也)
委員	鳥取市連合婦人会 副会長	徳田 昌子
委員	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク 副代表	塚田 比佳里
委員	いなばはまなすの会 会長	森田 紀代野
委員	市民公募	山崎 健
委員	市民公募	植垣 規雄

任期：平成26年7月1日から平成28年6月30日まで。()内は前任者。